

停止処分者講習及び違反者講習実施要領の制定について

例規（免）第37号
平成30年12月28日
千葉県警察本部長

〔沿革〕 令和2年3月例規（警）第14号
令和2年8月例規（運教）第30号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、停止処分者講習実施要領の制定について（平成24年例規（免）第22号）は、廃止する。

別添

停止処分者講習及び違反者講習実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）及び同項第13号に規定する講習（以下「違反者講習」という。）（以下「講習」と総称する。）の実施について、講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）の要件等に関し、必要な事項を定め、講習の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 講習の体制

1 講習指導員の要件

講習指導員は、講習指導員資格要件基準（別表第1）に適合し、人格及び教育能力において適格性を有する者をもって充てるものとする。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、別表第1の要件によらず、講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認めるものをもって充てることができるものとする。

2 講習の委託等

（1）講習の委託

講習を委託する場合は、公安委員会から講習業務の資格認定通知書（運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程（平成22年千葉県公安委員会規程第2号）別記第6号様式）の交付を受けた者（以下「受託者」という。）との間の委託契約によって行うものとする。また、交通部運転免許本部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）は、受託者に対し、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう指導監督するものとする。

（2）講習指導員の確認及び通知

運転教育課長は、受託者から講習指導員確認申請書（別記第1号様式）の送付を受けたときは、別表第1に定める資格要件等に関する確認を行い、講習指導員確認通知書（別記第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

（3）講習指導員の解任及び業務の停止

ア 解任

運転教育課長は、受託者が講習指導員を解任したときは、講習指導員解任届（別記第3号様式）を提出させ、本部長に報告するものとする。

イ 業務の停止

運転教育課長は、受託者が講習指導員の業務を停止したときは、講習指導員業務停止届（別記第3号様式）を提出させ、本部長に報告するものとする。

3 講習指導員に対する研修等

(1) 交通部運転免許本部運転教育課による研修

運転教育課長は、講習指導員の研修会を適時開催し、講習における指導に必要な知識及び技能の維持・向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識及び技術を習得させること。

(2) 受託者による研修

運転教育課長は、講習の充実と講習指導員の資質の向上を図るため、必要に応じて受託者に対し、研修の開催を求めるものとする。

第3 講習の実施上の留意事項

1 停止処分者講習

(1) 実施区分

停止処分者講習は、免許の保留等の期間（以下「処分期間」という。）が40日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が40日以上90日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が90日以上の方に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分し、原則としてそれぞれの区分別に行うものとする。

(2) 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次表に掲げるとおりとする。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

(3) 実施方法

停止処分者講習は、停止処分者講習カリキュラム（別表第2）に基づき、効果的な講習指導案を作成して実施するものとする。

2 違反者講習

(1) 実施区分

違反者講習は、当該講習を受けようとする者の選択により、社会参加活動の体験を含む講習（以下「社会参加活動講習」という。）及び社会参加活動の体験を含まない講習（以下「実車講習」という。）に区分して行うものとする。

(2) 講習時間及び実施期間

社会参加活動講習及び実車講習の講習時間は、いずれも6時間とし、実施期間については、原則1日間で行うものとする。

(3) 実施方法

違反者講習は、違反者講習カリキュラム（別表第3）に基づき、効果的な講習指導案を作成して実施するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、講習の実施について必要な事項は、別に定める。

以下 別記様式省略

別表第1（第2の1）

講習指導員資格要件基準

1	25歳以上の者であること。
2	講習における指導に用いる大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
3	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>(2) 法第117条の2の2第12号に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>(3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（前（2）に規定する罪を除く。）を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p>
4	<p>運転適性指導に関する業務について、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者とし、「運転適性指導に関する業務」としては、運転適性指導以外に次の業務が該当する。</p> <p>ア 「指定自動車教習所等の教習の標準」における学科教習（第2段階）の「適性検査結果に基づく行動分析」の教習</p> <p>イ 初心運転者講習における運転適性検査</p> <p>ウ 交通部運転免許本部運転教育課（以下「運転教育課」という。）及び交通部運転免許本部流山運転免許センター（以下「流山運転免許センター」という。）の運転適性検査所における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導</p> <p>エ 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る指導員の業務</p> <p>(2) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、前（1）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者とし、次の者が該当する。</p> <p>ア 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者</p> <p>イ 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成12年までに実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を含む。）を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者</p> <p>ウ 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者講習指導員（一般）研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者</p> <p>エ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性指導員に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、交通部運転免許本部が行う所要の講習を受けたもの</p>

5 自動車の運転に関する技能及び知識の指導について、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係るセンターが実施する届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(2) 二輪車を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪若しくは普通自動二輪車に係るセンターが実施する届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導について、前記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者とし、次のような者が相当する。

ア 交通取締用自動二輪車若しくは交通取締用無線自動車の乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの

イ 運転教育課で技能試験官としての経験が相当期間ある者

ウ 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者

エ センターが実施する取消処分者講習指導員(一般)研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

オ 自動車運転免許技能試験官が行う自動車等の運転に関する技能及び知識の審査において、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者と同等以上の技能、知識を有し、かつ、自動車等の運転技能に関する業務に従事した経験がある者で適任なもの

6 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者とし、次の者が該当する。

ア 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が相当期間ある者

イ センターが実施する取消処分者講習指導員(一般)研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が相当期間ある者

(2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

別表第2 (第3の1の(3))

停止処分者講習カリキュラム

その1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間(分)		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30 (30)	60 (60)	60 (60)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害(事故、渋滞、公害及び生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 中・長期講習では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5~7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90 (20)	150 (30)	150 (30)
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			

7	事故事例研究に基づく安全運転の方法	発表 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60 (60)	120 (120)	
8	講習対象者別に必要な安全運転の知識 (飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) アルコールスクリーニングテスト(以下「AUDIT」という。)と飲酒運転防止の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転防止の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	(90)	(120)	(120)	
9	運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査機器、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査機器により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期講習では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期講習では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180 (160)	120 (120)	120 (120)
10	運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等は乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期講習では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期講習では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120 (120)	150 (150)
11	面接指導		個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30 (30)	60 (60)	90 (90)
	考査			○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30 (30)	30 (30)	30 (30)
講習時間計					360 (360)	600 (600)	720 (720)

備考

- 講習時間の欄に掲げる数字のうち、()内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 原則として、AUDITと飲酒運転防止の目標の設定は、長期課程において実施すること。
- 「9 運転適性についての診断と指導①」及び「11 面接指導」については、考査後に実施することができる。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間(分)		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30 (30)	60 (60)	60 (60)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、 視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害(事故、騒音、暴走行為及び生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 (3) 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における二輪事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5~7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90 (20)	150 (30)	150 (30)
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的かつ選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60 (60)	120 (120)
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒運転防止の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離	講義 教本、 視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転防止の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	(90)	(120)	(120)

	(2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル					
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導	個別的指導 教本、 運転適性検査機器、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査機器により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期講習では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期講習では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180 (160)	120 (120)	120 (120)
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 （ア）発進要領 （イ）低速走行及び通常走行 （ウ）停止要領 エ 応用走行 （ア）制動訓練 （イ）コーナーリング訓練 （ウ）スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、 自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等は乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能及び運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期講習では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期講習では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120 (120)	150 (150)
11 面接指導		個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30 (30)	60 (60)	90 (90)
	考査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30 (30)	30 (30)	30 (30)
講習時間計				360 (360)	600 (600)	720 (720)

備考

- 講習時間の欄に掲げる数字のうち、()内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。
- 原則として、AUDITと飲酒運転防止の目標の設定は、長期課程において実施すること。
- 「9 運転適性についての診断と指導①」及び「11 面接指導」については、考査後に実施することができる。

別表第3（第3の2の（3））

違反者講習カリキュラム

その1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間 (分)
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の 説明 受講者の心得の説明			110
1 道路交通の 現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教 材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、 公害及び生活環境の侵害）の発生状況を重 点的に説明し、その関連において交通規制の 概要を説明する。	
2 交通事故の 実態	(1) 運転者に起因す る事故の実態及び その原因分析 (2) 重大事故の事例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多 角的な分析に基づいて、受講者にとって身近 な事実に関する数字の使用等によって実感と して感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状 を実例で示す。	
3 運転者の社 会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感 及び交通道德の向上を図る。	
4 安全運転の 心構え	(1) 安全運転の基本 的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイ ント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルール を正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具 体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における交通事故の典型的（多発）パ ターンの中から、その原因となった危険行為 5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十 分に認識させる。	
5 安全運転の 基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判 断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険 性		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いる とともに、科学的な根拠に基づく説明で、速 度の危険性を理解させる。	
6 道路交通法 令の知識及び 安全運転の方 法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの 着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人 の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所など での通行 ア 夜間、トンネ ル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通 行 ア 高速走行の危 険性 イ 高速道路への 出入り ウ 高速走行の方 法 (11) 二輪車に対す る注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の 特徴 (12) 事故と故障時 の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選 択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要 性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果 等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用い て、四輪車の側で注意すべき事項を理解させ る。	

7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による検査と指導 (2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査機器、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査機器により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40
講習時間小計				180

○ 社会参加活動講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30
講習時間合計				360

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「8(2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 実車講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120
10 面接指導		個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30
講習時間合計				360

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「8(2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導」又は「9(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「10 面接指導」を省略し、「8(2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導」及び「9(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「10 面接指導」を省略することができる。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間(分)
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為及び生活環境の侵害）の発生状況を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査機器の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査機器、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査機器により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40
講習時間小計				180

○ 社会参加活動講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。	150
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。 30
講習時間合計			360

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「8(2)運転適性検査機器の使用による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 実車講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 エ 発進要領 オ 低速走行及び通常走行 カ 停止要領 ク 応用走行 コ 制動訓練 サ コーナリング訓練 セ スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。) 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 120
10 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。 30
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。 30
講習時間合計			360

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「8(2)運転適性検査機器の使用による診断と指導」又は「9(2)運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「10 面接指導」を省略し、「8(2)運転適性検査機器の使用による診断と指導」及び「9(2)運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「7 事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「10 面接指導」を省略することができる。